（前のページより続き）
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

二九　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇**中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五八号）（経済産業省）

1　共済金の貸付限度額を三、二〇〇万円から八、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第二条関係）

2　償還期間を、共済金の貸付額に応じて、五、〇〇〇万円未満については五年、五、〇〇〇万円以上六、五〇〇万円未満については六年、六、五〇〇万円以上八、〇〇〇万円以下については七年とすることとした。（第三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第四条～第六条関係）

4　この政令は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二二年法律第二五号）の施行の日から施行することとした。

政　令

中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十八号

中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第九条第二項ただし書及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業倒産防止共済法施行令（昭和五十三年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第二号中「第三条各号」を「第四条各号」に、「第五条」を「第六条」に改め、同表第四号中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「五年」を「次の各号に掲げる共済金の貸付額に応じて当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　五千万円未満　五年

二　五千万円以上六千五百万円未満　六年

三　六千五百万円以上八千万円以下　七年

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（共済金の貸付限度額）

第二条　法第九条第二項ただし書の政令で定める額は、八千万円とする。

附　則

この政令は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

経済産業大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○総務省令第百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の八第四項及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十一項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

総務大臣　片山　善博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第五項中「高齢者居住安定化推進事業」を「高齢者等居住安定化推進事業のうち高齢者向け優良賃貸住宅の整備と併せて高齢者生活支援施設の整備を行う事業」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の地方税法施行規則附則第七条第五項の規定は、平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、この省令による改正前の同項に規定する政府の補助を受けて新築された貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

○文部科学省令第二十五号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

文部科学大臣　高木　義明

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。